

小学部・中学部学習指導要領 ①

I 小学部・中学部学習指導要領改訂の要点

総則については、今回の改訂の趣旨が教育課程の編成や実施に生かされるようにする観点から改善を行った。また、中学部の選択教科は総授業時数の枠外で各学校において開設し得ることとしたことを踏まえ、選択教科については「内容等の取扱いに関する共通的事項」において定めるとともに、これまで総則に規定してきた「総合的な学習の時間」は第5章として規定することとした。このほか、「重複障害者等に関する特例」は「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」とし、基本的な教育課程の基準を示した後にこれを示すことにより、弾力的な取扱いが分かりやすくなるようにした。こうしたことにより、教育課程の編成については「一般方針」，「内容等の取扱いに関する共通的事項」，「授業時数等の取扱い」，「指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」及び「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」の五つの柱を立てて構成することとした。

1 教育目標（第1節）

「障害に基づく種々の困難を改善・克服する」を「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図る」と改めた。

2 教育課程の編成の一般方針（第2節第1）

ア 教育課程編成の原則（第2節第1の1）

各学校において、児童生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うことに努めることとした。また、その際、児童生徒の発達の段階を考慮して、児童生徒の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童生徒の学習習慣が確立するよう配慮しなければならないこととした。

イ 道徳教育（第2節第1の2）

学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の重要性を強調し、その一層の充実を図るため、引き続き道徳教育の全体の目標を総則において掲げることとし、次の三点の改善を図った。

第一に、道徳教育は、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて、児童生徒の発達の段階を考慮して行うものであることを明確にした。

第二に、改正教育基本法を踏まえ、道徳教育の目標として、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、公共の精神を尊び、他国を尊重し国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献する主体性ある日本人を育成することを追加した。

第三に、小学部における道徳教育においては、発達の段階を踏まえ、道徳性の育成に資する体験活動として集団宿泊活動を追加するとともに、特に児童が基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないようにすることなどを重視することとした。また、中学部における道徳教育においては、発達の段階を踏まえ、人間としての生き方についての自覚など道徳性

の育成に資する体験活動として職場体験活動を追加するとともに、特に生徒が自他の生命を尊重し、規律ある生活ができ、自分の将来を考え、法やきまりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画し、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けるようにすることなどを重視することとした。

ウ 体育・健康に関する指導（第2節第1の3）

体育・健康に関する指導については、新たに学校における食育の推進及び安全に関する指導を加え、発達の段階を考慮して、食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導を体育科（保健体育科）の時間はもとより家庭科（技術・家庭科）、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとした。

エ 自立活動の指導（第2節第1の4）

自立活動の指導については、「障害に基づく種々の困難」を「障害による学習上又は生活上の困難」と改めた。

3 内容等の取扱いに関する共通的事項（第2節第2）

中学部の選択教科は、総授業時数の枠外で各学校において開設し得ることとされたことを踏まえ、今回の改訂においては「必修教科、道徳及び特別活動の内容等の取扱い」及び「選択教科の内容等の取扱い」という二つの柱立てを統合し「内容等の取扱いに関する共通的事項」とした。

ア 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部第5・6学年に外国語活動を新設したことに伴い、関連する規定に外国語活動を追加した。

イ 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部については、すべての生徒に履修させる各教科等と、必要に応じて設けることのできる外国語科の取扱いを明確にした。

ウ 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科の指導並びに各教科、道徳、特別活動及び自立活動を合わせて指導を行う場合に、具体的に指導内容を設定することを示した。

4 授業時数等の取扱い（第2節第3）

ア 小学部又は中学部の総授業時数は、小学校又は中学校の総授業時数に準ずるものとするは現行どおりであるが、総授業時数の枠内に含まれる各教科等を明確にした。

イ 年間授業週数については、35週（小学部第1学年については34週）以上にわたって行うよう計画するとの規定は現行どおりとするが、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、各教科等の授業を特定の期間に行うことができることをより明確に示した。また、各学校においては、地域や学校及び児童生徒の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じて、創意工夫を生かした時間割を弾力的に編成できることを示した。さらに、中学部においては、各教科等の授業の1単位時間は、各学年及び各教科等の年間授業時数を確保しつつ、生徒の発達の段階及び各教科等の学習活動の特質を考慮して、引き続き、各学校において定めることを前提に、教科担任制である中学部については、特に「10分間程度の短い時間を単位として特定の教科の指導を行う場合において、当該教科を担当する教師がその指導内容の決定や

指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科の年間授業時数に含めることができる」との規定を置いた。これらは、各学校が創意工夫を生かした時間割を編成することができるよう、授業時数の運用の一層の弾力化を図ったものである。

ウ 総合的な学習の時間において体験活動を行う場合であって、当該学習活動により特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる旨規定した。

5 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項（第2節第4）

今回の改訂の趣旨が実際の指導において生かされるようにするため、指導計画の作成や教育課程の実施における配慮事項を示した。

ア 個別の指導計画の作成（第4の1の(5)）

各教科等にわたって個別の指導計画を作成するとともに、適切に評価し指導の改善に努めることを示した。

イ 交流及び共同学習（第4の1の(6)）

小・中学校の児童生徒等との交流及び共同学習を、計画的、組織的に行うことを示した。

ウ 重複障害者の指導（第4の2の(2)）

重複障害者の指導に当たっては、専門的な知識や技能を有する教師間の協力や専門家の指導・助言を求めるなどして、学習効果を一層高めることを示した。

エ 言語活動の充実（第4の2の(3)）

各教科等の指導に当たっては、児童生徒の思考力・判断力・表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識・技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語活動の充実が必要であることを示した。

オ 進路指導の充実（第4の2の(5)）

中学部における進路指導に当たっては、家庭及び地域や福祉、労働等第1章教育課程の基準の改善の趣旨の関係機関との連携を十分に図ることなどを示した。

カ 見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動の重視（第4の2の(7)）

各教科等の指導に当たっては、児童生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるように工夫することを示した。

キ 訪問教育の充実（第4の2の(9)）

訪問教育に当たっては、指導方法や指導体制を工夫し、学習活動が効果的に行われるようにすることを示した。

ク 情報教育の充実（第4の2の(10)）

各教科等の指導に当たっては基本的な操作や情報モラルを身に付けコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるようにするための学習活動を充実することを示した。

ケ 個別の教育支援計画の作成（第4の2の(14)）

家庭及び地域や医療、福祉、保健、労働等の関係機関と連携した支援を行うため、すべての児童生徒に個別の教育支援計画を作成することを示した。

コ 部活動の意義と留意点（第4の2の(15)）

中学部において、教育課程外の学校教育活動である部活動について、その意義とともに、教育課程との関連が図られるように留意することや運営上の工夫を行うことなどを示した。

サ 特別支援教育のセンターとしての役割（第4の2の(16)）

小・中学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒やその教師等に対する助言・援助を行ったり、保護者等に対する教育相談を行ったりするなど、特別支援教育のセンターとしての役割を果たすこと。その際、他の特別支援学校や小・中学校等との連携を図ることを示した。

6 重複障害者等に関する教育課程の取扱い（第2節第5）

「重複障害者等に関する特例」を「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」としたほか、授業時数に関する取扱いも第5でまとめて示すこととし、5項目に整理して示した。

ア 特に必要がある場合には、小学部の外国語活動の一部を取り扱わないことができることとした。また、中学部の外国語科において、小学部の外国語活動の一部を取り入れることができることとした。

イ 知的障害を併せ有する者について、各教科を知的障害者である児童生総説第3節・生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科に代替する場合、小学部において外国語活動及び総合的な学習の時間を設けないことができること。

また中学部においては外国語科を設けないことができることとした

ウ 重複障害者のうち、特に必要がある場合、外国語活動についても自立活動に替えて指導を行うことができることとした。

7 各教科（第2章）

① 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校各教科の目標、内容等について、小学校又は中学校に準ずることは従前と同様であるが、児童生徒の障害の種類と程度に応じた指導の一層の充実を図るため、各障害種別に示されている指導上の配慮事項について改善を図った。

② 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校社会の変化や児童生徒の実態の多様化等に応じた指導をより充実する観点から、各教科の目標及び内容等の見直しを行った。

8 道徳（第3章）

道徳の目標、内容等について、小学校又は中学校に準ずることは従前と同様であるが、知的障害者に対する配慮事項を新たに示した。

9 外国語活動（第4章）

外国語活動の目標、内容等については、小学校に準ずるとともに、指導に当たっての配慮事項を示した。

10 総合的な学習の時間（第5章）

総合的な学習の時間の教育課程における位置付けを明確にし、各学校における指導の充実を図るため、総則から取り出し、新たに第5章として位置付けることとした。総合的な学習の時間の目標、内容等については、小学校又は中学校に準ずるとともに、

指導に当たっての配慮事項を示した。

11 特別活動（第6章）

特別活動の目標、内容等について、小学校又は中学校に準ずることは従前と同様であるが、知的障害者に対する配慮事項を新たに示した。

12 自立活動（第7章）

① 目標

学校教育法第72条の改正を踏まえ「障害に基づく種々の困難」を「障害による学習上又は生活上の困難」と改めた。

② 内容

今回の改訂では、社会の変化や幼児児童生徒の障害の重度・重複化、発達障害を含む多様な障害に応じた適切な指導を充実するため「他者とのかかわり」の基礎に関すること「他者の意図や感情の理解に関すること」、「自己の理解と行動の調整に関すること」、「集団への参加の基礎に関すること」、「感覚や認知の特性への対応に関すること」を新たに示した。

また、新たに示した項目については、人間関係の形成に関する項目が多いことから、新たな区分として「人間関係の形成」を設けて整理した。

また、それぞれの内容についても同様の観点から見直し、従前の5区分22項目を6区分26項目に改め、可能な限り分かりやすく表現するよう改善を図った。

③ 指導計画の作成と内容の取扱い

個別の指導計画の作成についてより一層理解を促すため、幼児児童生徒の実態の把握指導の目標（ねらい）の設定、具体的な指導内容の設定、評価等の配慮事項をそれぞれ示すこととした。また、児童生徒の主体的な活動を一層進めるとともに児童生徒自身が活動しやすいよう環境を整えていくことが重要であることから「個々の児童又は生徒が、活動しやすいように自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることができるような指導内容も計画的に取り上げることを。」新たに示した。

II 具体的な改訂事項

※ 新設事項 太字変更・追加 重

1 第1章 総 則

（第1章第1節小・中1ページ）

第1節 教育目標	改訂のポイント、補足・説明【解説①p 145～p 147】
小学部及び中学部における教育については、学校教育法第72条に定める目的を実現するために、児童及び生徒の障害の状態及び特性等を十分考慮して、次に掲げる目標の達成に努めなければならない。	※ 学校教育法第72条の改正を踏まえ、従前の「障害に基づく種々の困難を改善・克服する」を「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図る」と改めた。
1 小学部においては、学校教育法第30条第1項に規定する小学校教育の目標	・ 小学校に準じる。
2 中学部においては、学校教	・ 中学校に準じる。

育法第46条に規定する中学校教育の目標 3 小学部及び中学部を通じ、児童及び生徒の*障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うこと。

- ・ 特別支援学校の小学部及び中学部は、小学校教育及び中学校教育と同一の目標を掲げていることに加え、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能を授けることを目的としている。

2 第2節 教育課程の編成

(第1章第2節第1の1 小・中1ページ)

第1 一般方針	改訂のポイント、補足・説明【解説① p 148~p 154】
1 各学校においては、 教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに（略）児童又は生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。その際、児童又は生徒の発達の段階を考慮して、児童又は生徒の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童又は生徒の学習習慣が確立するよう配慮しなければならない。	改訂のポイント、補足・説明【解説① p 148~p 154】 (1) 教育課程の編成の主体 ・ 「各学校においては、……適切な教育課程，を編成するものとし，これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする」との記述が追加された。（略），教育基本法第2条と同様，児童生徒が目標を達成することを義務付けるものではないが，各学校は，教育基本法，学校教育法及び学習指導要領に掲げる目標を達成するよう教育を行う必要があることが明確になった。 (2) 教育課程の編成の原則 ・ 義務教育9年間を見通して，発達の段階に応じた小学部における教育と中学部における教育の連続性の確保を重視していること。 (ア) 障害の状態及び発達段階や特性等を教育課程の編成に反映させることが必要。 (イ) 地域の実態を考慮して教育活動を計画する。 (3) 生きる力をはぐくむ各学校の特色ある教育活動の展開 ① 基礎的・基本的な知識・技能の習得。 ② 思考力・判断力・表現力等の育成。 ③ 学習意欲の向上や学習習慣の確立。 ④ 豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実をバランスよく図ること。

(第1章第2節第1の2 小・中1ページ)

道徳教育	改訂のポイント、補足・説明【解説① p 155~p 161】
2 学校における道徳教育は、 道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動のそれぞれの特質に応じて、児童又は生徒の発達の段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。	改訂のポイント、補足・説明【解説① p 155~p 161】 ・ 学校における道徳教育の目標は，教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき，今日的課題を加味して設定されたものである。 ・ 小学校学習指導要領に準ずる。 ・ 中学校学習指導要領に準ずる。 ・ 「児童が自己の生き方についての考えを深める」ことが追加して記述された。 ・ 中学部段階では，「道徳的価値に基づいた人間としての生き方についての自覚を深め」ることを前提に，小学部においては，自ら見つけ，自ら問いかけることを出発点に，他者，自然や崇高なもの及び集団や社会とのかかわりの中で自らの生き方についての考えを深めることが重要であることを示したものである。

をはぐくんできた我が国と郷土を愛し個性豊かな文化の創造を図るとともに公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し（略）

- ・ 小学部において道德教育を進めるに当たっては、教師と児童及び児童相互の人間関係を深めるとともに、**児童が自己の生き方についての考えを深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、集団宿泊活動や（略）特に児童が基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてはならないことをしないようにすることなどに配慮しなければならない**
- ・ 中学部において道德教育を進めるに当たっては、教師と生徒及び生徒相互の人間関係を深めるとともに、**※生徒が道德的価値に基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、（略）豊かな体験を通して生徒の内面に根ざした道德性の育成が図られるよう配慮しなければならない。**（略）

・ 特に発達段階を踏まえた指導を重視する観点から、小学部においては、体験活動の例示として集団宿泊活動を追加した。

・ 道德教育についても児童の発達段階を考慮し、小学部段階においては、特に、基本的な生活習慣や社会生活上のきまりを身に付けること、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないようにすることなどをそれぞれ重視することを示した。

※ 「生徒が道德的価値に基づいた人間としての生き方についての自覚を深め」と「道德的価値に基づいた」との規定を追加している。

・ 特に、発達段階を踏まえた指導を重視する観点から、中学部においては、体験活動の例示として職場体験活動を追加した。また、これらの体験活動は、一定期間にわたって行うことにより、一層意義が深まるものである。このような指導を通して、特に、規律ある生活ができ、自分の将来を考え、国際社会に生きる日本人としての自覚が身に付くようにすることが大切である。

・ 道德教育についても生徒の発達段階を考慮し、中学部段階においては、特に、自他の生命を尊重することなど、法やきまりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けるようにすることなどをそれぞれ重視することを示した。

（第1章第2節第1の3 小・中2ページ）

体育・健康に関する指導

- 3 学校における体育・健康に関する指導は、**児童又は生徒の発達段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における※食育の推進並びに体力の向上に関する指導、※安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、小学部の体育科及び中学部の保健体育科の時間はもとより、小学部の家庭科（知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校においては生活科）、中学部の技術・家庭科（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては職業・家庭科）（略）**

改訂のポイント、補足・説明【解説① p 161～p 163】

※ 学校における体育・健康に関する指導に児童生徒の発達段階を考慮して、学校教育活動全体として取り組むことが必要であることを強調したものである。

・ 食育については、食についての正しい知識と望ましい食習慣を身に付けること。

・ 体育・健康に関する指導は、小学部の体育科や中学部の保健体育科の時間だけではなく、小学部の家庭科（知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校においては生活科）や中学部の技術・家庭科（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては職業・家庭科）などの関連の教科や道德、特別活動、自立活動のほか、総合的な学習の時間なども含めた学校の教育活動全体を通じて行うことによって、その一層の充実を図ることが大切である。

(第1章第2節第1の4 小・中2ページ)

自立活動の指導	改訂のポイント、補足・説明【解説① p 163~p 164】
4 学校における自立活動の指導は、障害による ＊学習上又は生活上の困難 を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、自立活動の時間における指導は、各教科、道徳、 外国語活動 、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を保ち、個々の児童又は生徒の障害の状態や発達の段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行うよう配慮しなければならない。	・ 学校における自立活動の指導は「自立し社会参加する資質を養うため」に行うことを明確にしている。 ・ 自立活動の指導は特設された自立活動の時間はもちろん各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の指導を通じて適切に行わなければならない。 ・ 自立活動の指導は、学校の教育活動全体を通じて行うものであり、自立活動の時間における指導は、その一部であることを理解する必要がある。 ＊ 「障害に基づく種々の困難」を「障害による学習上又は生活上の困難」と改めた。

2 第2節内容等の取扱いに関する共通的事項

内容の取扱いの原則 (第1章第2節第2の1 小・中2ページ)

内容の取扱いの原則	改訂のポイント、補足・説明【解説① p 165~p 166】
1 第2章以下に示す各教科、道徳、 ＊外国語活動 、特別活動及び自立活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならない。	＊ 学習指導要領の各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の内容に関する事項は、第2章以下に特に示している場合を除き、必ず取り扱わなければならないことを規定したものである。 ・ 特別支援学校では、特に示す場合は第2章以下のほか第1章総則第2節第5「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」にも規定しているので留意する必要がある。

(第1章第2節第2の2 小・中2ページ)

内容の取扱いの原則	改訂のポイント、補足・説明【解説① p 166 ~ p 167】
2 学校において特に必要がある場合には、第2章以下に示していない内容を加えて指導することができる。(略)学校において特に必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができる。ただし、これらの場合には、第2章以下に示す各教科、道徳、 外国語活動 、特別活動及び自立活動並びに各学年、各分野又は各言語(知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳、特別活動及び自立活動)の目標や内容の趣旨を逸脱したり、児童又は生徒の負担過重となったりすることのないよう(略)。	・ 学習指導要領に示している内容は、すべての児童生徒に対して確実に指導しなければならないものであると同時に、個に応じた指導を充実する観点から、児童生徒の学習状況などその実態等に応じて、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することも可能である(学習指導要領の「基準性」)。 ・ 学習指導要領に示している内容を児童生徒が理解するために関連のある事柄などについての指導を行うことであって、全く関連のない事柄を脈絡無く教えることは避けなければならない。さらに、これらの指導によって、児童生徒の負担が過重となったりすることのないよう、十分に留意しなければならない。